

福岡市公報

令和8年3月30日 第7223号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧(第70号).....	1
○小型船舶を漁港の区域内に停係泊しようとする者が使用しなければならぬ施設の指定の一部改正(第71号).....	2
○都市公園の区域の変更(第72号).....	3
○屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の規格の一部改正(第73号).....	4
公 告	
○特定調達契約等に係る落札者の決定(第86号).....	5
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定(第87号).....	6
○マンションの敷地売却組合の解散の認可(第88号).....	6
○地域農業経営基盤強化促進計画の変更(第89号).....	7
○博多港港湾計画の変更の概要(第90号).....	7
市 水 交	
○競争入札参加者の資格等(公告第1号).....	9
水 道 局	
○一般競争入札の実施(公告第12号).....	12

告 示

福岡市告示第70号

地方税法第416条第1項本文の規定に基づき、次のように当該区役所の所管に係る土地価格等縦覧帳簿を当該区内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、当該区役所の所管に係る家屋価格等縦覧帳簿を当該区内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により公示する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 縦覧の場所

土地及び家屋の所在地	縦覧に供する場所
東区の区域	福岡市東区箱崎二丁目54番1号 福岡市東区役所市民部課税課
博多区の区域	福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 福岡市博多区役所市民部課税課
中央区の区域	福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所市民部課税課
南区の区域	福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所市民部課税課
城南区の区域	福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区役所市民部課税課
早良区の区域	福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所市民部課税課
西区の区域	福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所市民部課税課

2 縦覧の期間

令和8年4月1日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

3 縦覧の時間

午前8時45分から午後5時15分まで

福岡市告示第71号

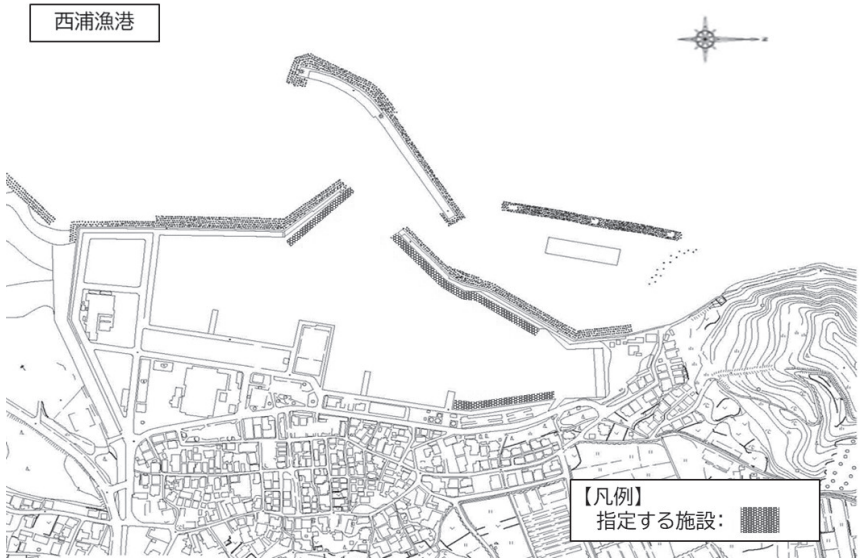
小型船舶を漁港の区域内に停係泊しようとする者が使用しなければならない施設の指定（令和8年福岡市告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

別図西浦漁港を次のように改める。

別図



福岡市告示第72号

都市公園の区域を次のように変更するので、福岡市公園条例第3条第1項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課）に備え付ける。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 区域を変更する都市公園

区 分	名 称	位 置	区 域	面 積 (平方メートル)	備 考
			福岡市東区香椎照葉三丁目26番9から26番11まで、香椎照葉四丁目		

変更前	アイランド シティ中央 公園	福岡市東区香 椎 照 葉 三 丁 目、香椎照葉 四丁目、香椎 照葉六丁目及 び香椎照葉七 丁目地内	23 番 9 から 23 番 11 ま で、26 番 6 から 26 番 8 まで及び26番25、香椎 照葉六丁目26番27、27 番 26、27 番 30、27 番 33、28番28及び28番31 並びに香椎照葉七丁目 28番9及び29番11	204, 484	平成18年 福岡市告 示第374 号により 設置（平 成31年福 岡市告示 第77号、 令和2年 福岡市告 示第60号 及び令和 5年福岡 市告示第 13号によ り一部変 更）
変更後			福岡市東区香椎照葉三 丁目26番9から26番11 まで、香椎照葉四丁目 23 番 9 から 23 番 11 ま で、26 番 6 から 26 番 8 まで及び26番25、香椎 照葉六丁目26番27、27 番 26、27 番 30、27 番 33、27 番 36、28 番 28 及 び28番31並びに香椎照 葉七丁目28番9及び29 番11	204, 834	

2 変更に係る区域の供用開始の期日

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市告示第73号

屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の規格を変更したので、福岡市屋外広告物条例第249条第1項の規定に基づき、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の規格（平成24年福岡市告示第110号）の一部をより次のように告示する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の規格（平成24年福岡市告示第110号）の一部を次のように改正する。

前文本則中、「福岡市屋外広告物条例（）」の次に「（昭和47年福岡市条例第60号。）」を加える。

本則中「福岡市都市景観条例」の次に「（昭和62年福岡市条例第28号）」を、「福岡市屋外広告物条例施行規則（）」の次に「（昭和47年福岡市規則第103号。）」を加える。

別表第22 広告物又は掲出物件の規格 11 全ての地域の表 電車又は自動車の外面

を利用するもの（祭礼等のためにするものを除く。）の項中、第22項を削り、同表電車又は自動車の外面を利用するもの（祭礼等のためにするものを除く。）の項第3項を削り第3項を第2項とし、同項中「定期路線バスの外面の全部」を「自動車の外面」に改め、同項に次の1号を加える。

「条例第9条第2項ただし書の規定を適用して許可を受けようとするときは、あらかじめ、市長が別に定める手続を経るものとする。」

同項を同表電車又は自動車の外面を利用するもの（祭礼等のためにするものを除く。）の項第2項とし、別表第2 広告物又は掲出物件の規格 1 全ての地域同表 福岡都市高速道路及び西九州自動車道の路端（道路の出入口の部分を除く。）から両側50メートルの範囲内に設置するものの項中、「次に掲げるもの」次に「（発光可変表示式広告物を除く。）」を加える。

附則を次のように改める。

附則（令和8年3月30日告示第 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。ただし、前文、本則及び別表第2 広告物又は掲出物件の規格 1 全ての地域の表福岡都市高速道路及び西九州自動車道の路端（道路の出入口の部分を除く。）から両側50メートルの範囲内に設置するものの項の改正規定
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。
 - (1) 本則中条例に係る制定年等の付記
 - (2) 本則ただし書中規則に係る制定年等の付記
 - (3) 別表第2 福岡都市高速道路及び西九州自動車道の路端（道路の出入口の部分を除く。）から両側50メートルの範囲内に設置するものの項に係る改正

公 告

福岡市公告第86号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日

税システム構築・保守業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部システム刷新課	令和8年1月26日	福岡市税システム構築・保守プロジェクト共同企業体 代表者 川崎市幸区大宮町1番地5 富士通Japan株式会社	6,995,054,000円	令和7年10月23日
----------------	--------------------------------------	-----------	---	----------------	------------

福岡市公告第87号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
ボートレース福岡中央スタンド3階在席投票端末貸借	福岡市中央区那の津一丁目7番5号 経済観光文化局ボートレース事業部開催運営課	令和8年2月25日	東京都港区港南二丁目16番1号 日本トーター株式会社	72,456,120円	特例政令第11条第1項第2号該当

福岡市公告第88号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第137条第4項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 組合の名称
サンライフ大名マンション敷地売却組合
- 2 解散の認可の年月日
令和8年3月17日

福岡市公告第89号

農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第8項の規定により次のように公告する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した区域
志賀、入部、脇山、内野、金武、今宿、今津、周船寺、元岡及び北崎
- 2 地域農業経営基盤強化促進計画の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（農林水産局総務農林部農業政策課）

福岡市公告第90号

港湾法第3条の3第11項の規定に基づき、博多港港湾計画の変更の概要を次のように公示する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 港湾計画の変更の概要
博多港港湾計画について、箱崎ふ頭地区において、RORO船の大型化やモーダルシフトの促進等に対応するために変更した事項は、次のとおりである。

(1) 計画した事項

ア 公共埠頭計画

(ア) 岸壁（内貿RORO船用）

地 区 名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
箱 崎 ふ 頭 地 区	9	2	520

(イ) 埠頭用地

地 区 名	面積（ヘクタール）
箱 崎 ふ 頭 地 区	24

なお、これに伴いHz8を廃止する。

イ 水域施設計画

泊地

地 区 名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
箱 崎 ふ 頭 地 区	9	4

ウ 土地造成及び土地利用計画

(ア) 土地造成計画

地 区 名	面積 (ヘクタール)	用 途
箱 崎 ふ 頭 地 区	9	埠 頭 用 地

(イ) 土地利用計画

地 区 名	面積 (ヘクタール)	用 途
箱 崎 ふ 頭 地 区	35	埠 頭 用 地

エ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

(ア) 岸壁 (内貿RORO船用)

地 区 名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
箱 崎 ふ 頭 地 区	9	2	520

(イ) 岸壁 (外貿船用)

地 区 名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
箱 崎 ふ 頭 地 区	12	1	240

(ウ) 泊地

地 区 名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
箱 崎 ふ 頭 地 区	9	8
	12	2

オ 大規模地震対策施設計画

幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

地 区 名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)
箱 崎 ふ 頭 地 区	9	2	520

(2) 廃止又は削除した事項

効率的な運営を特に促進する区域

地 区 名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)
箱 崎 ふ 頭 地 区	10	1	240	8
	9	1	220	

2 港湾計画の縦覧の場所

福岡市博多区沖浜町12番1号

福岡市役所（港湾空港局港湾計画部計画課）

市 水 交

福 岡 市**福岡市水道局公告第1号****福岡市交通局**

地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和8年度における福岡市契約事務規則の特例を定める規則（以下「特例規則」という。）第1条に規定する特定調達契約等、福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程（以下「水道局特例規程」という。）第1条に規定する特定調達契約等及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程（以下「交通局特例規程」という。）第1条に規定する特定調達契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、特例規則第2条、水道局特例規程第2条及び交通局特例規程第2条の規定により次のように公告する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎
福岡市水道事業管理者 中 村 健 児
福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

第1 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当する者でないこと。
- (3) 福岡市税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所に

よる取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (6) 工事請負契約にあつては建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可及び同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受け、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されているものに限る。）の通知を受けている者であること（本市との取引を支店等の代理人が行う場合は、当該支店等が当該許可を受けていること）、その他の契約にあつては営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。
- (7) 工事請負契約にあつては、雇用保険法に基づく雇用保険、健康保険法に基づく健康保険及び厚生年金保険法に基づく厚生年金保険に事業者として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

第2 競争入札参加資格審査の申請を必要とする場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、この公告に基づく申請を必要とする。

- (1) 令和7・8・9年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（以下「7・8・9年度名簿」という。）又は福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に記載されていない者が、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に公告又は指名がなされる競争入札に参加しようとする場合
- (2) 7・8・9年度名簿又は特定調達名簿に登録されている者が、既に登録のある申請区分業種以外の申請区分業種に係る競争入札であつて令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に公告又は指名がなされるものに参加しようとする場合
- (3) 特定調達名簿に登録されている者が、有効期間外の日に公告又は指名がなされる競争入札に参加しようとする場合

第3 競争入札参加資格の認定

第4に定める申請区分業種ごとに競争入札参加資格を認定する。

第4 申請区分業種

1 工事及び製造の請負契約

(1) 工事請負契約

一般土木、P・C、体育施設、港湾土木、建築、大工、左官、交通安全施設、路面、グラウト、フェンス、その他のとび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、板金、ガラス、塗装、防水、畳、襖、内装・インテリア、黒板、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、木製建具、金属製建具、その他の建具、消防施設、機械、体育遊戯施設、解体

(2) 製造請負契約

船舶造船、鉄道車両

2 委託契約

土木設計、建築設計、構造計算、建築積算、建築物等点検、設備設計、設備積算、測量、地質調査、看板・標識、樹木の保育管理、花の保育管理、建築物清掃、その他清掃、警備、消毒、防蟻、補償コンサルタント、運送、催事・展示等の企画設営等、情報処理、広告宣伝

3 物品の購入及びリース契約

鋼材、木材、骨材、道路材、コンクリート二次製品、建材、給排水資材、鉄道資材、石油、ガス・雑燃料、電力、一般用機械器具、産業用機械器具、厨房用機械器具、光学用機械器具、ミシン・編機、時計、事務用機器、特殊事務用機器、文房具、スチール製品、印判、用紙類、黒板、教材、運動用品、自動車販売、自動車修理、自動車用品、船用品、航空機用品、消防用品、消防自動車、保安用品、弱電気製品、電気設備機器、OA機械器具、木工製作、家具・インテリア、医療用機械器具、レントゲン機械器具、理化学機械器具、度量衡機械器具、医薬・衛生材料、工業用薬品、被服、染色、ゴム・皮革製品、ビニール製品、寝具、楽器、記念・宣伝用品、肥料・種苗、農薬、農業用機器、一般印刷、フォーム印刷、特殊印刷、軽印刷、青写真焼付・複写、日用雑貨、標識・鑑札、模型

第5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続

1 競争入札参加資格の有効期間

(1) 競争入札参加資格の認定の日から令和10年7月31日までとする。ただし、その者が同日以前に公告又は指名がなされる競争入札であって落札者の決定が同年8月1日以降となるものに参加を希望する場合は、競争入札参加資格の認定の日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、当該競争入札の終了を宣言した日）までとする。

(2) 営業に関し法律上必要とする資格が必要な申請区分業種であって当該資格の有効期間が(1)に規定する有効期間満了日前に満了する場合にあつては、競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の有効期間満了日までとする。ただし、当該資格を更新したことが証明できる書類を当該資格の有効期間満了日前に提出した場合にあつては競争入札参加資格の有効期間を延長する。

(3) 有効期間内であっても第1の(1)から(7)までに掲げる資格を有しないこととなった場合は、競争入札に参加することができない。

2 競争入札参加資格の更新手続

令和10年8月1日以降に公告又は指名がなされる競争入札に参加を希望する者は、競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の方法については別途公告を行うので、その公告に基づき申請すること。

第6 申請の方法

1 申請の書類

申請は、特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」とい

う。)に福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領(以下「申請要領」という。)に定める書類を添えて行うこと。

2 受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(福岡市の休日を定める条例第1条各号に掲げる本市の休日を除く。)

3 申請の書類の記載に使用する言語

申請の書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

4 その他

(1) 詳細は、申請要領による。

(2) 申請要領は、福岡市ホームページからダウンロードすることができる。また、下記の場所において無償で配布する。

ア 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市財政局財政部契約監理課

イ 福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号 福岡市水道局総務部契約課

ウ 福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市交通局総務部総務課

第7 競争入札参加資格の審査結果の通知等

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者に通知するとともに、第1の(1)から(7)までに掲げる資格を有すると認められた者については、特定調達名簿に登載する。

第8 その他

1 競争入札参加資格審査申請をした者が、申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、認定を行わないことがある。

2 競争入札参加資格の認定を受けた者が、申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合その他不正の手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められる場合は、認定を取り消すことがある。

3 競争入札参加資格審査申請の申請事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

水 道 局

福岡市水道局公告第12号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和8年3月30日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A	水管理センター遠方監視制御装置更新工事	総合評価落札方式

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和8年4月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

